

会 議 録

1 会議名

令和5年度 第4回大潟区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

・協議事項（公開）

（1）自主的審議事項「大潟野外活動施設の今後の活用について」

・その他（公開）

3 開催日時

令和5年7月27日（木）午後6時30分から午後8時50分まで

4 開催場所

大潟コミュニティプラザ 2階 大会議室

5 傍聴人の数

0人

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・社会教育課：福山課長、宮崎参事

・大潟観光協会：土田事務局長

・委 員：五十嵐公子、金澤信夫、君波豊、佐藤忠治（会長）、新保輝松、関清、土屋郁夫、中野幹根、俵木一松、俵木晴之（副会長）

（13名中10名出席）

・事務局：大潟区総合事務所 熊木所長、小池次長（総務・地域振興グループ長兼務）、布施教育・文化グループ長、平野市民生活・福祉グループ長、風間班長、水澤主任（以下グループ長はG長と表記）

8 発言の内容（要旨）

【小池次長】

・会議の開会を宣言

・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の

出席を確認、会議の成立を報告。

【佐藤忠治会長】

- ・挨拶
- ・会議録の確認：五十嵐公子委員に依頼

【佐藤忠治会長】

協議事項（１）自主的審議事項「大潟野外活動施設の今後の活用について」の協議を行う。前回の地域協議会において、社会教育課からは「大潟野外活動施設を廃止とした理由・廃止後の施設活用の考え方」について、大潟観光協会からは「大潟観光協会としての施設活用の考え方など」を聞かせてもらいたいということになり、本日、お越しいただいた。まずは、社会教育課から説明願う。

【福山課長】

「上越市公の施設の適正配置計画」に掲載している大潟野外活動施設は、令和２年９月に開催された大潟区地域協議会で当時の行政改革推進課と社会教育課の担当者が、今後の方向性の案として「利用実態を踏まえ、地域団体へ貸付又は譲渡する」と説明をした。その後、指定管理者である大潟観光協会と協議を開始した。現在も協議が続いている状況であり方向性が定まらない中で、この間、地域協議会への説明を控えていたところである。この度、大潟区地域協議会で自主的審議事項として大潟野外活動施設について協議、検討されるとのことであり、現段階での状況になるが説明させていただく。

【宮崎参事】

資料No. 1、参考資料No. 1、参考資料No. 2により説明。

【土田事務局長】

資料No. 2により説明。

【佐藤忠治会長】

質問等はあるか。

【君波豊委員】

トリム施設については今年度で撤去すると説明があった。先日、地域協議会で現地視察を行ったがトリム施設はほとんどが木製である。これまで、防腐処置をしてきたのか。また、大潟観光協会からキャンプ場の利用者数について説明があったが、今年度の６月末現在の利用者数を聞きたい。

【宮崎参事】

トリム施設の防腐剤処置はしていない。

【土田事務局長】

令和5年7月23日現在で1,236人の利用があった。令和4年度とほぼ同じで好調に推移している。

【佐藤忠治会長】

土田事務局長に伺う。教育委員会が施設を廃止するとしたが、観光協会としてはどういった協議をされているのか。

【土田事務局長】

理事会等で進めている状況である。40年が経過しており経年劣化が著しい遊具があるが、危険が伴う遊具は使用が厳しいため撤去せざるを得ないと思う。10年ほど前に設置した3基については十分使用可能である。この3基とまだ使える遊具については使わせていただきたい。経年劣化が著しい遊具は撤去していただき、その跡地についてキャンプサイトとして利用させていただければ有難いと思っており、そういったことを理事会で協議している。

【佐藤忠治会長】

いつ頃結論を出す予定か。

【土田事務局長】

地域協議会の意見も参考にしながら、9月に開催予定の理事会でまとめたいと思っている。

【君波豊委員】

観光協会は使える遊具は使いたいという希望である。議会の一般質問でも出ていたが、市としては遊具を撤去して跡地をキャンプサイトとすることも可という考えである。それは分かるが、大瀧野外活動施設は広大な敷地がある。奥の方には、青少年健全育成のために造られたキャンプ場もある。最近、小中学生のキャンプ利用がほとんどないのも理解できる。では、その跡地をどのようにしていくか。例えば青少年健全育成のための施設であったものを一般のキャンプ場として使用していてもいいのか。観光協会としては、自分たちのキャンプ場のすぐ側のキャンプサイトであれば管理しやすいが、奥の方については監視ができないなど管理がしにくい場所だと思う。市の考えはどうか。

【宮崎参事】

我々としては、野外活動施設全体をキャンプサイトと捉えていただくのがいいのではないかと考えている。遊具を撤去した跡をキャンプサイトとする話もある。利用者は、自分で場所を選んでキャンプをしたいという希望もあると思う。条例が廃止になると学校だけではなく一般の方の活用も考えていくことができると思う。その中で様々な活用の仕方を考えていただくということで、質問のあった一部なのか全部なのかということになってくると思う。私どもとしては、全体の貸付をご提案して協議させていただきたいと思っている。

【君波豊委員】

受け手側に考えがあれば、それを受け入れて譲渡、貸付をするということによいということでした。

【俵木晴之副会長】

観光協会にお聞きする。市では遊具をすべて撤去する考えであるが、観光協会としては使える遊具は残してもらいたいという考えである。仮に使える遊具が残った場合、その維持費等をどうする考えであるか。

【土田事務局長】

指定管理料がなくなるため、一部残った遊具の点検等の維持費等が掛かってくる。そこはこれから協議していく。観光協会が支出することになるため、負担になってくると思われる。

【佐藤忠治会長】

大潟野外活動施設の条例はどのようなものか。

【宮崎参事】

条例はホームページでも見ることができる。設置目的が青少年の健全育成を推進するためにこの施設を設置している。そのため、学校などの利用をメインに使っていただいている。

【佐藤忠治会長】

条例が廃止されるとどうなるのか。

【宮崎参事】

現在は市の行政財産という位置付けである。条例廃止になると教育目的で設置してい

る施設ではなく普通財産となって貸付も可能となる。

【佐藤忠治会長】

観光協会が運営しているキャンプ場と同じ取扱いとなるのか。

【宮崎参事】

条例がなくなるため、大潟観光協会自身が運営されているキャンプ場と同じ取り扱ひもできることになる。

【佐藤忠治会長】

観光協会が運営しているキャンプ場は条例で規制はされているのか。

【宮崎参事】

そこは観光協会が独自で運営されているキャンプ場であるため条例等はない。

【佐藤忠治会長】

大潟野外活動施設は市の施設であるため条例があり、主に青少年健全育成のために使うという縛りがあるのか。

【宮崎参事】

そうである。

【君波豊委員】

大潟野外活動施設用地は、大潟町のときに買収して今は市の所有地となっている。管理棟から西側は観光協会が土地を借りてキャンプ場を運営していると聞いている。そうすると借地料の話が付きまとう。大潟野外活動施設跡地を借りるとなると公用地を借りることになる。借地料はどうなるのか。また、大潟野外活動施設は新潟県森林浴の森100選に選定されている。現地視察させていただいたが、松くい虫で伐採された木がそのまま放置されていた。少なくともあの場所は臨海公園的な扱ひで設置してきた経過がある。その公園の中に伐採された木がそのまま残置されているのはいかがなものか。この話を観光協会と整理するにあたり、残置されているものを撤去していただかないと今後利用する際の障害物となる。現地を確認いただき適切な処置をお願いしたい。新潟県森林浴の森100選に選定されているため、いろいろな観光案内にも掲載されており一般の客も来ていると思う。新潟日報が発行している冊子にも大潟シーサイドアスレチックとして大きく取り上げられている。そういった面で、大潟区としては貴重な観光資源であるため配慮をお願いしたい。

【宮崎参事】

協議を進めている段階のお話しをさせていただいたが、金銭的な部分については、当然どの施設もそうであるが、現在、市が負担している金額を示した中で、これからどういう取扱いをしていくかを協議することになる。松くい虫の松の木については残置が基本になるが、これから具体的な貸付条件を整理する中で協議させていただきたい。

【佐藤忠治会長】

観光協会にお聞きしたい。一部貸付を受ける場合にはどの範囲を希望するのか。

【土田事務局長】

運動広場は、盆地になっており風通しが悪く夏はかなり暑い。敷地も広く草刈り等も大変である。テントサイトとしても不向きなため貸付の希望はしていない。

【佐藤忠治会長】

海岸近くのキャンプ場用地や水上かっぱ相撲の会場となる場所、駐車場はどう考えているか。

【土田事務局長】

貸付を希望している。水上かっぱ相撲の会場となる場所は、平坦で日陰がありロケーションもいい。キャンプをする人に喜ばれる場所であり、是非貸していただきたい。

【佐藤忠治会長】

他に質問等がなければ社会教育課、大潟観光協会からは退席いただく。

～社会教育課、大潟観光協会退席～

【佐藤忠治会長】

社会教育課、大潟観光協会から説明を受けたが、現状の問題の整理を中心に協議していきたい。

【俵木晴之副会長】

観光協会は、9月の理事会で結論を出す方向で進んでいる。遊具について使えるものは残してもらいたい考えであるが維持費の問題が出てくる。最終的な結論が出てこない、我々もどう動いていいのか、どう提案していいのか悩ましいところである。いずれにしても最終的には観光協会が何らかの形で管理していくことになるのではないかと思います。

うが、どういった方向になるにしても、私としては観光協会に全面的にお願いしていきたい。観光協会の結論が出てこないとならぬと我々からの提案はできないのではないかと思います。

【君波豊委員】

それは違うと思う。自主的審議事項として協議するという事は、この施設が大湊区にとって必要なものであり、我々が求めるのは公の施設として残していただきたいということである。市は譲渡、貸付という方向に動いているため、観光協会から力を貸してもらい、施設を維持、継続していく方向にもっていくことが我々の大義ではないか。私としては大湊野外活動施設について議会で質問して欲しくはなかった。それは議場で市がある程度の答えを出してしまったからだ。観光協会としては、運動広場は広すぎること、風通しが悪いことなどを理由に使いたくないようである。観光協会が貸付を受けるのであれば海側の雑木を撤去して海風が入るようにして有効利用を図ればよいと思う。

【佐藤忠治会長】

最近のキャンプは、テントを張る場所まで車を持っていく。運動広場までは道が狭くて車では入れないと思う。

【君波豊委員】

前回の資料で大湊野外活動施設の用地全体で35,523㎡となっていた。大湊町史を見ると、海浜公園の規模として生活保全林112,982㎡、都市公園5,588㎡、野外運動広場2,789㎡、駐車場858㎡、管理棟805㎡となっており、合計するとかかなり大きな面積となる。生活保全林112,982㎡の中に都市公園や野外運動広場等が入っているということなのか。できればそこを調べていただきたい。

【俵木晴之副会長】

それは前回布施G長から説明があった。

【布施G長】

数字は持っていないが、夕日の森公園等が含まれている面積か、生活保全林の面積だと思われる。

【君波豊委員】

それであれば辻褃があう。町史では都市公園という表現をしていて5,588㎡あると記載されている。

【佐藤忠治会長】

どこまでが範囲なのかがはっきり分からない。

【君波豊委員】

そこを聞きたいと思った。

【佐藤忠治会長】

今問題としているのは、野外活動施設の範囲だけである。

【熊木所長】

先ほど「風通しが悪いなら木を切ればいい。」という意見があったが、あの場所は松林は保安林である。大潟は長年、風と砂に悩まされてきた。それを吉川区の藤野条助氏が松を植えて防いでくれたという歴史がある。大潟の人にとってあの松林は風や砂を防いでくれる大事なものであり、保安林の指定を受けているため勝手に伐採はできない。たとえ地主であっても勝手に切ることはできない。大潟の人の生活を守ることが第一優先であり、レジャーのために木を切ることはできない。

【君波豊委員】

しかし、あそこは野外運動広場として指定してある。それを区分けするために雑木の山と榎が生えていて松の木は生えていない。そういう点ではやり方はあると思う。松の木が植わっているところは保安林として残すし、伐採した場合には新たに植えなければいけない。しかし、今は県も市も植林をしないではないか。私は保安林の下草刈りで緑化推進事業に参加している。今回も明治時代に植えられた松の大木を全部切っていたが残置処理でそのまま置いてある。我々は僅かではあるが松の苗木を買って植えている。県は補助金を少し出してくれているが植林まではしてくれない。私が観光協会に言いたいのは貸付を受ける際に、「残してもらいたい設備については市からきちんと整備してから受け取る。」「残置処理してある松くい虫の被害にあった松を市から撤去してもらおう。」などを条件とするということだ。

【佐藤忠治会長】

市は公の施設の廃止として動き出している。それにどの様に対応していくかである。観光協会は9月の理事会で結論を出す予定である。我々としては次回の地域協議会でまとめていきたいと思う。

【土屋郁夫委員】

まとめるというのは、誰に意見書を出すことになるのか。

【佐藤忠治会長】

誰に出すかも含めて協議したい。市へは「遊具の整備をしてから譲渡、貸付すること。」や「残置している松を撤去すること。」などの意見書になるかと思う。観光協会へは、「譲渡、貸付を受ける場合には住民の意見をよく聞いてほしい。」という要望になる。

【土屋郁夫委員】

観光協会が9月の理事会で結論を出すのであれば間に合わない。8月の地域協議会で決定して提出しなければ間に合わないと思うが、どのようなスケジュール感か。

【佐藤忠治会長】

来月の地域協議会で決定したい。

【土屋郁夫委員】

誰に意見書等を提出するのは今日決めてもいいのではないか。

【佐藤忠治会長】

自主的審議事項で協議して意見書を出す場合に提出先は市長となると思うが、教育委員会へは提出できるのか。

【熊木所長】

地域協議会は市長の附属機関であるため、市長に対して提出することになる。

【俵木晴之副会長】

意見書を提出しないということもある。

【熊木所長】

観光協会に要望するだけであれば意見書を出さないということもある。

【俵木晴之副会長】

観光協会の結論が出ないと難しいのではないか。

【君波豊委員】

観光協会に対しては、我々が「こうしてほしい。」とは言えないのではないか。観光協会は指定管理を受けているだけである。

【土屋郁夫委員】

指定管理は別である。指定管理は無くなるので、観光協会が自力で何を事業としてや

っていくかである。そこに関与できなければやることはない。先ほど会長が「地域の声を聞いてほしい。」と言っていたが、それはできないのではないか。

【佐藤忠治会長】

要望として出すわけである。

【土屋郁夫委員】

地域協議会が要望を出すのか。

【佐藤忠治会長】

それはいいと思う。

【土屋郁夫委員】

半数がいいと言えいいのかもしれないが、観光協協会としての組織運営があるわけなので私は考えるべきだと思う。

【俵木晴之副会長】

土屋委員の話から、観光協会は住民の意見を聞く予定はないということかと思う。

【土屋郁夫委員】

理事会で決めるということなので、そうであると思う。だから、来月に結論を出して市長に意見書を提出するのかを今決めたほうがいい。または、観光協会の結論を聞いてから意見書を出すかである。

【佐藤忠治会長】

観光協会は、公の施設として廃止されることはやむを得ないと思っているのではないか。

【君波豊委員】

観光協会は「廃止はやむを得ない。」ということとは言えないと思う。

【佐藤忠治会長】

観光協会は、譲渡、貸付の内容についての話をしている。

【君波豊委員】

それは市が公の施設の適正配置のために、観光協会に対して譲渡、貸付を働きかけているのであって、観光協会としては「公の施設の廃止はやむを得ない。」とは言えないと思う。

【佐藤忠治会長】

言えないかもしれないが、市は廃止するという事で動いている。

【君波豊委員】

市がそう言っているから貸付、譲渡を受けるかを理事会で決めると言っている。受けないという結論になる場合もある。地域協議会としては、公の施設として維持、継続していただきたいという意見書を提出することも考えられる。

【関清委員】

観光協会としては、使える遊具は残してもらいたい。使えない遊具やお金の掛かるものはやむを得ないという話だと思う。市は遊具を撤去してキャンプサイトにしたい。

【君波豊委員】

市は議会の答弁で「これまでの観光協会との協議の中で、貸付を受けるときにはキャンプサイトとして利用したい考えであり、市としてもその考えである。」と言っていた。しかし、観光協会は使える遊具は残してもらいたい希望があるので、すぐに遊具をすべて撤去してキャンプサイトにする考えはないのではないかと。トリム遊具とキャンプとの相乗効果で利用者と呼ぶという意見もある。

【佐藤忠治会長】

市が、大潟野外活動施設をキャンプ場にして公の施設として観光協会に指定管理者になってもらう方法もあるのではないかと。

【君波豊委員】

我々が市長に意見書を出す場合に、「トリム施設は撤去してもいいが、大潟野外活動施設をキャンプ場にして公の施設として継続して欲しい。」とまとめることも一つの案ではないかと。

【佐藤忠治会長】

その方がいいのではないかと。

【関清委員】

子どもの数が減少している中で、青少年育成施設の利用者を増やすのは難しい。ただ、展望台などを含めたあの地域全体が、大人たちや恋人同士が歩いても素敵な場所であるという形で楽しめるという位置付けの考え方もある。そこから考えるとキャンプもできるし、散歩などもできる。

【君波豊委員】

関委員の意見のような内容について、平成15年度に「ふるさと創生海岸整備基本構想策定業務報告書」というものが出ており、夕日の森展望台までを含めて構想している。その中には池があり、ホタル水路とビオトープに改修する等の計画が含まれている。キャンプ場からその辺りまでを海岸線構想の中に入れていた。そういったことも含めて提言してもいいのではないか。

【土屋郁夫委員】

その計画を作成したのはどこの組織か。

【君波豊委員】

新潟の組織であるが今資料がない。そういった立派なものがある。

【土屋郁夫委員】

市ではないのか。

【君波豊委員】

大潟町のときに新潟市の業者に作成してもらった。土底浜の海浜公園は、それが事業として結び付いた。

【俵木晴之副会長】

意見書を提出するかどうか分からないが、提出するのであれば、「観光協会に対して市からの支援をお願いしたい。」という意見書を提出するのがいいのではないか。

【土屋郁夫委員】

関委員の意見を発展させると、大潟、柿崎、頸城、吉川それぞれの観光協会ではなく、もっと大きい組織として観光行政をして欲しいという意見を出す方法もある。観光という面では繋がりが無い。外から来た人がどのように上越市を堪能して帰っていくかということを含めて提案する。それか、野外活動施設に絞った話でまとめていくかだと思う。

【佐藤忠治会長】

自主的審議事項として「大潟野外活動施設の今後の活用について」を協議しているので、頸北地区の観光については別にしたほうがいい。野外活動施設の活用について市にどのような意見書を提出するかだと思う。

【土屋郁夫委員】

君波委員の意見を聞いて、できるのかどうか分からないが、市がキャンプ場として整

備して委託する方法もあるのではないかと思った。

【佐藤忠治会長】

野外活動施設の用地をキャンプ場として整備するということか。

【土屋郁夫委員】

青少年育成のための施設としては廃止して、市の管理する場所とする。そのまま放置するのではなく指定管理者を募集する。指定管理者として大潟観光協会がベストかどうかは今の段階では分からない。民間事業者が何かに利用する方法もある。どこまで市が整備するかということもある。

【佐藤忠治会長】

そういった内容の意見書にするということか。

【土屋郁夫委員】

欠席の委員にも伝えて、次回の地域協議会で決めたらどうか。

【佐藤忠治会長】

その方向で意見書を作成して、次回の地域協議会で決定することとしてよいか。

【君波豊委員】

いいのではないか。

【金澤信夫委員】

どの様な意見書となるのか。

【佐藤忠治会長】

大潟野外活動施設は青少年の健全育成のための施設であり、園児、小中学生のキャンプや遠足などに利用されてきた。遊具が経年劣化しているが、修繕等に多くのお金が掛かる。市は、大潟野外活動施設を廃止するとして大潟観光協会に貸付、譲渡を提案している状況である。海岸近くの部分もキャンプ場として使用できるし、遊具はすべて撤去するが、そこをキャンプサイトとして利用できる。そういった点で、大潟野外活動施設の範囲をキャンプ場として整備し、市民の利用を促してほしいという意見書を出したらどうかという提案である。

【土屋郁夫委員】

市民だけではない。広い範囲である。

【佐藤忠治会長】

遊具について市は撤去する考えだが、観光協会は使えるものは残してもらいたい考えである。

【土屋郁夫委員】

青少年健全育成の施設をやめて遊具等を撤去するのはいいが、そのうえでキャンプ場として整備して、指定管理者を広く募集したらどうかということである。大潟観光協会意外が手を挙げる可能性を鑑みてということである。

【佐藤忠治会長】

ご理解いただけたか。

【新保輝松委員】

令和5年度で条例を廃止するという事は、今後、子どもたちのための利用だけでなく一般の人も使えるということだ。令和6年でトリム遊具施設を撤去する。令和7年度になってようやく施設の譲渡、貸付の開始となる。まだ、2年先である。条例の廃止には間に合わないが、野外活動施設をどのように使っていけばいいかを広く考える時間がある。その為に我々は年末もしくは来年2月くらいまでに遊具の撤去の問題も含めて議論して提案するのがいいのではないか。9月に行う観光協会の理事会のことは考えなくてよいではないか。

【土屋郁夫委員】

令和5年度の条例廃止がいつ頃になるのか。5年度と言っても令和6年3月廃止で、その時には遊具の撤去、譲渡、貸付先も決まっているということになるのか。

【熊木所長】

条例を廃止してしまえば、その施設はその目的で使用することはできなくなる。例えば12月議会に提案して、廃止は3月31日付あるいは4月1日付とするなど何時をもって廃止するかである。

【土屋郁夫委員】

今年度に廃止となると猶予はない。

【君波豊委員】

条例が廃止されなければ遊具の撤去等もできない。

【土屋郁夫委員】

3月31日までに廃止となれば、遊具の撤去ができる。その時までには話し合いが終わってれば令和7年度から貸付ができるというイメージである。

【金澤信夫委員】

条例廃止以降は、指定管理も終わるのか。

【土屋郁夫委員】

今年いっぱいということだ。

【佐藤忠治会長】

6年まで指定管理期間である。しかし、条例が廃止されれば施設は使えなくなる。令和6年度には遊具が撤去される。

【土屋郁夫委員】

資料No.2の令和5年度まで継続協議をして、ここで廃止になったら6年に貸付若しくは譲渡と書いてあるが、6年度は撤去してその次の年と書いてある。前回のスケジュールでいうと、貸付が少し先にしているというスケジュール感と理解している。資料No.2を見ると、6年度と書いてある貸付、譲渡が7年に少しずれる。

【熊木所長】

指定管理は、今年度末をもって終了である。

【君波豊委員】

令和6年度から公の施設として残れば指定管理者を選考することが可能になる。

【熊木所長】

指定管理がいいのか、業務委託がいいのかというのはある。

【君波豊委員】

ちょうどいいタイミングであり、観光協会と協議しているということだと思う。これまでの話を聞いていると、観光協会が貸付を受けるのであればトリムサイトをキャンプサイトとして使いたいという意向が示されているということで話を進めてきていると思う。その辺りが上手くいけば観光協会として受けるという方向にいつているのではないか。我々はそれに追い打ちをかけるように「全部キャンプ場にして市が運営してくれ。」と言えば話が正しい方向に向くかもしれない。

【佐藤忠治会長】

それは難しい。我々が今、キャンプ場として整備して公の施設としてほしいという意見書を出していいものか。観光協会の結論が出てからにすべきだと思う。

【金澤信夫委員】

条例が廃止されて、青少年だけでなく一般の人も使えるキャンプ場とすることができるのだから、そうなった場合に指定管理制度を継続又は新たに設置していただきたいという意見書を出してはどうか。それは駄目なのか。

【熊木所長】

市がやるということでないといけない。

【俵木晴之副会長】

新たな指定管理はもうしてもらえないのか。

【小池次長】

難しい。

【金澤信夫委員】

それは今の条件であるためにしないのではないか。地域協議会としては、指定管理制度でもなくてもいいのだが、市が支援してくれることを要望すればいいのではないか。

【俵木晴之副会長】

例えば直せるものは直してもらい、整備するものは整備してもらおうということか。

【金澤信夫委員】

そういった内容を踏まえて要望すればいいのではないか。これから貸付や譲渡を受けやすく、キャンプ場として利用しやすい条件を整えてもらえるような要望をしていけばいいのではないか。

【君波豊委員】

観光協会としてもキャンプ場として整備され公の施設となればいいと思う。キャンプ場となれば収入源が増える。トリム施設では利用があっても利用料を取れない。老朽化が進んで修繕等が必要になれば自分たちが負担しなければいけない。

【小池次長】

大潟野外活動施設は公の施設であり、条例廃止となれば諮問として皆さんに正式な形でご意見を伺い、答申をいただくことになる。本日は自主的審議事項として協議してい

ただいており、まとめ方は自由である。しかし先ほどからの議論を聞いていて、野外活動施設の廃止後に別の目的で公の施設としてもらうということについてはかなり厳しいと考える。公の適正配置の趣旨は、人口減少、少子高齢化により利用者が減っていることが前提となっている。全ての施設を残せるのならいいのだが、厳しい時代の中で、教育目的の施設を観光目的の施設とするには新たに条例を作ることとなる。利用者が見込めるのか、公共施設として市が運営するべきなのかを検討する必要がある、ハードルは高くなる。観光協会としては、貸付を受けて幅広い年代向けに活かしていきたい意向であるようなので、その場合により有利に貸付を受けられるといいのではないかと思う。地域振興の点からもあの場所を活かせるといい。

【君波豊委員】

観光協会が貸付、譲渡を受けやすい体制づくりを地域協議会がバックアップしていくことが望ましいというのも一つの形であると思う。廃止ということが迫っているが、大潟町が施設を造り、我々はそれを引き継いできている。あの形は残していただきたい。その後、どのようにあの場所を使っていくかは我々に課せられた課題でもある。公の施設として残してもらうことと、観光協会が有利に貸付を受けられることの2本立てで意見書を作成し、市長がどちらを選択するか委ねることでもいいかと思う。ここまで来ると、観光協会が収益もあがり、貸付を受けやすい形であり、ある程度は自分たちの要望も市から叶えてもらえる体制となればいい。

【佐藤忠治会長】

観光協会が有利な形で貸付を受けられるようにしてもらう内容の意見書とするか。

(一同了承)

【佐藤忠治会長】

では、観光協会が有利な形で貸付を受けられるようにしてもらう内容の意見書を提出する。次回の地域協議会までに文案をお示しし、協議のうえ決定したい。

4. その他に入る。令和6年度地域独自の予算の状況を事務局から報告いただきたい。

【風間班長】

具体的にどこの団体からどのような内容の相談があった等についてはお話しできないが、3団体から相談を受けている。まとまったら皆さんにもお伝えしたい。提案は8月末まで受付けている。

【佐藤忠治会長】

昨年は地域協議会として提案等の協議をしなかった。いくつかの地域協議会では、地域協議会が提案して、市が実施主体となっている事業があった。大潟区地域協議会として提案したい事業があれば意見を出していただきたい。

【君波豊委員】

今年度の予算でまちづくり大潟が提案した事業は継続事業なので10分の10の補助率である。鵜の浜温泉観光組合の提案は新規事業のため10分の7の補助率となるのか。そこに引っ掛かる。我々が提案して市が実施する場合の補助率はどうなるのか。

【風間班長】

鵜の浜温泉観光組合の提案は新規事業のため10分の7の補助率である。地域協議会等が提案して、市がやるべき事業である場合には全額を予算計上する。

【佐藤忠治会長】

第4期大潟区地域協議会で、大潟の魅力発見・発信事業に取り組んだ時に後世に伝えたいもの、残したいものを挙げて資料を作成した。それを冊子化することを提案してもいいのではないか。

【君波豊委員】

会長が言ったような案をいくつか挙げて、その中から選択して起案していけばいいのではないか。例えば、コミュニティプラザの前にある観光看板は見えなくなっている。観光協会はそういったことに関心がないと常々思っている。区内の観光看板の更新や観光協会の事務所を来客が書類記載できるくらいに改修するなどの提案があってもいいのではないか。

【熊木所長】

地域独自の予算は、ハード事業は対象外である。物の整備や備品購入、建物の修繕には使えない。

【佐藤忠治会長】

提案がある場合、次回の地域協議会までに事務局へ報告していただきたい。

次に事務局から視察研修について説明を願う。

【風間班長】

視察研修について、視察先の希望や案があれば8月10日までに事務局へ連絡をいた

だきたい。皆さんからの希望等がなければ正副会長と検討したい。また、頸北地区の合同研修会が、11月25日午後に希望館で開催予定である。テーマは頸北地区の歴史である。詳細が決まったら改めてご連絡させていただく。

【佐藤忠治会長】

委員から連絡等はあるか。

【君波豊委員】

前回、第2次上越市総合公共交通計画後期再編計画の策定についての報告があった。市の交通懇話会があったと思うが、どのような意見が出ていたのか気になる。私は、浜線は廃止でもいいと思っていたが、病院の再編成で県立柿崎病院があがっているため、この路線は貴重であると考えた。大潟区町内会長協議会では意見はなかったか。

【小池次長】

大潟区町内会長協議会では、地域協議会と同じ説明をさせていただいた。特にご意見はなかった。また、浜線を利用する可能性の高い九戸浜町内会と雁子浜町内会に出向いて説明を行った。九戸浜町内会からは「これほどバスを利用しなくなるまで市は何をしていたのだ。」とお叱りを受けた。何もしてこなかったわけではないのだが、世の中の環境の変化に伴い利用者が減っていった。雁子浜町内会では特にご意見はなかった。雁子浜町内会で過去1年以内にバスを利用した人は2人だけであった。浜線の利用者は少ないが買い物や通院で利用している人もいるため丁寧に実態を調べながら、経路の見直しなどを行うこととなる。秋から1年様子を見て、それでも利用者が少ない場合には廃止も考えなければいけないという状況である。

【関清委員】

バスも鉄道も貼っておける時刻表があった。時刻表が身近にあってすぐに見ることができるようなPRが必要である。

【小池次長】

冊子になっている時刻表は各家庭に配付されている。今はスマートフォンで利用したいバスがどこを走っているかを確認できるシステムがある。

【佐藤忠治会長】

他に連絡等がなければ次回の協議会の日程案について事務局から説明願う。

【小池次長】

第5回地域協議会を8月24日木曜日午後6時30分から開催する。

【俵木晴之副会長】

会議の閉会を宣言

9 問合せ先

大潟区総合事務所 総務・地域振興グループ TEL：025-534-2111（内線201、216）

E-mail：ogata-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。